

第 95 代議長事務引継書

令和 6 年 5 月 2 3 日

前市議会議長 山田 ますと

市議会議長 八木 米太郎

【目的】

- 以下、議長職の引継ぎに当たって、
- ・基本姿勢
 - ・主に正副議長の職務及び役割に係る事項
 - ・協議が継続されている主な課題
- を記すものである。

【基本姿勢】

- ・常に公正公平中立であること
- ・立場上知り得た秘匿情報は厳守すること
- ・事務局任せにせず正副議長が率先して動くこと

【主に正副議長の職務及び役割に係る事項】

(1) 法律及び条例で規定されている職務

地方自治法で規定されている議長の職務は ①議場の秩序維持（法 104、法 129）、②議事整理権（法 104）、③議会の事務の統理権（法 104、法 138（5））、④裁決権（法 116（1））、⑤議会の代表（統理）権（法 104）、⑥委員会への出席発言権（法 105）、⑦傍聴人への対応、傍聴規則の制定（法 130）があり、常にこれらを念頭に本会議の議事及び議会運営にあたらなければならない。

また西宮市議会基本条例第 6 条では、議長の職務として、西宮市議会委員会条例に定める委員会運営の進捗管理、助言、並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行うことが規定されている。

(2) 議長の裁量と適正な処置とルール化

議長の裁量範囲と見なされる些細な事であっても、議会ルールに基づき適正に判断し対処すること。

また、ルールにない事項は、議長裁量で判断、対処するのではなく、緊急を要しない事項に関しては、適時、議会運営委員会に諮問し適正な処置を行うこと。

但し、緊急を要する場合は、議長が判断するが、後日、意思形成の過程を記録として残すことが重要であるため、議会運営委員会に処置内容を報告すること。

(3) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表）

以下の点に留意して、説明に臨むことが望ましい。

- ① 議会の中で最も早く情報提供されるものであり、情報に関しては、公正かつ公平性を考慮して取り扱わなければならない。
- ② 議会を代表して議会運営を円滑に進めることを最大の目的としており、緊急の場合を除いて正副議長が揃い、議会事務局長が同席して、説明を受けるものとする。
- ③ 速やかに議会全体に情報を提供しなければならないことから、議会事務局の日程調整に協力し、登庁していない場合も速やかに連絡が取れるよう配慮する。また日程調整の効率向上のため、公務以外の日程は G a r o o n 上で管理・情報共有を行うものとする。

- ④ 説明を受けた際には、内容については原則各常任委員会での議論に委ねることとし、必要があれば、公正かつ円滑な議会運営の視点をもって当局に対して指摘する。

(4) 決裁・供覧文書の確認

議長の決裁・供覧を要する文書には、PC上で回覧されるものと文書で回覧されるものがある。PC上での文書については1日1回以上、確認・決裁等を行うとともに、文書での回覧物は確認・捺印後、前室の秘書に手渡すものとする。

(5) 定例記者会見

「西宮市議会定例記者会見実施要領」に基づき各定例会の終了日に記者会見を実施する。記者会見準備に際しては、正副議長及び議会事務局で分担して説明用資料を作成するとともに、各委員会の審査概要等を確認するため、各正副委員長と定例会ごとのヒアリングを行う。なお積極的な議会広報という観点から、事前にプレゼン項目・内容について整理しておくことが望ましい。

(6) 委員会の進捗状況の評価及び管理

議会基本条例にも規定されている通り、委員会の進捗状況の管理を行う必要がある。記者会見にかかる正副委員長とのヒアリングの場等を活用して、委員会の活動状況等の把握に努めるとともに、必要な助言を行うものとする。

また、記者会見のためのヒアリング時に報告された事項について、議長が協議が必要と判断した場合は、議会運営委員会へ諮問する。

(7) 会合等への出席（議会の代表）

① 総論

正副議長の出席を依頼される各種行事等の数は多く、多岐にわたる。出欠や随行職員の要否の判断については、概ね以下のとおり対応する。

ア 出欠の判断を行う際には、行事や会議の性質、主催者と議会との関係性を踏まえる。

イ 出席が必要と判断した会合については、過去からの慣例にならい、正副議長で分担して出席する。なお、出席者負担金を要する会合への出席は原則1名とする。

ウ 事務局長の随行は、阪南市議会議長会、兵庫県市議会議長会、近畿市議会議長会、全国市議会議長会、中核市議会議長会とする。その他として、事務局長の出席が職責上指定された場合とする。その他職員の随行については随行先で業務がある場合等、必要な場合に命じる。

エ 土日祝日及び平日の勤務時間外での事務局長の随行の可否は、職務上必要な場合を除き議長判断とする。

② 挨拶・祝辞

西宮市議会基本条例施行規程に基づき、議会広報を兼ねた挨拶を行うために、過去の挨拶文や議会事務局が収集した出席する会合の内容、主催団体に関する資料を参考にして出席者本人（正副議長のいずれか）が挨拶文等を作成するものとする。また、後年度の参考資料として保管するため挨拶文のデータを議会事務局に提供する。

(8) 議長交際（議会の代表）

① 視察の受け入れ対応

ア 視察の受け入れ対応については、議長又は副議長が極力同席し、冒頭の歓迎の挨拶を市の説明を兼ねて行うものとする。

イ 視察自治体の情報を事務局から資料提供を受ける。

提供を受ける情報は、視察項目及び視察自治体の人口、議会情報、観光資源などを必須項目とする。

② 各種表彰受賞者へのお祝い

叙勲及び兵庫県功労者表彰の受賞者が、市内在住もしくは市内で活動、または市とかかわりの深い場合は、正副議長名でメッセージカードを送付している。また慣例的に元市議会議員及び現職議員にお祝いの訪問を原則、開庁日に行っている。

③ 姉妹・友好都市との交流

ア 国内友好都市

高知県梶原町の町長、町議会議長をはじめ、職員の皆様には頻りに来西していただいている。また、鹿児島県奄美市の職員の方々にも、毎年、市民祭りの際にブースを出展いただいている。

イ 国際友好都市

国際友好都市との関係は、一義的には市長が中心となって行われるべきであり、市議会が直接的にかかわる必要性はないものと考えられることから、今後議長が儀礼的にかかわることはなくす方向で検討することが望ましいと考える。

④ 各種団体などへの年会費

平成 27 年度以降、市議会で加入していた各種団体の年会費及び議長交際費で支出していた団体活動に対する賛助金について、歴代の正副議長により見直しが進められてきた。結果、市議会議長会（全国・近畿・兵庫・阪神・中核市）を除き、団体への年会費支出は行わないことで整理されており、今後市議会として団体への加入が必要となった際には、議会運営委員会で協議し決定することが確認されている。

⑤ 各種団体との交際

ア 出席者負担金がない場合

正副議長共に出席の招聘があり、議会運営に支障がないと議長が判断した場合、正副共に出席する。

イ 出席者負担金がある場合

正副議長それぞれに任務がある場合、出席者負担金は、正副とも議長交際費で賄う。

ウ 地域団体・連合自治会からの出席依頼については、これまでは辞退してきたが、今後は、議長が判断し、可能な限り出席要請に応える。

(9) 議会事務局の統括（議会の事務の統理）

① 目標管理・人事評価

毎年、市が実施する目標管理において議会事務局長が議長と相談の上、議会事務局としての目標設定を行っている。議長が評価者となることから、早期に確認することが望ましい。また、事務局長、事務局次長の人事評価・目標管理については、評価をつけるとともに、適切な目標となるよう事前ヒアリングを実施すること。

② 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有

ア 本会議議事確認会議

（出席者） 正副議長、議会事務局長、次長、議事調査課長、議事調査課担当係長
（内容） 本会議の進行を確認するため、本会議の前日午後定例的に開催する。

- イ 四役会議
(出席者) 正副議長、議会運営委員会正副委員長、議会事務局長、次長、総務課長、議事調査課長、議事調査課担当係長、議会運営委員会担当書記
(内 容) 議会運営委員会における協議事項の調整、進め方を確認するため、委員会の前日に定例的に開催する。四役会議を経て、次第書や会議資料を議会事務局が完成させるため、開催時間を早めに設定するなど、修正作業等が職員の超過勤務につながらないようにすることが望ましい。
- ウ 正副議長の予定確認
(出席者) 正副議長、秘書・事務管理チーム
(内 容) 原則、1～2週に1度、翌日以降の正副議長の予定公務等についての日程、出欠確認をすることで、公務の内容確認や情報共有を図っている。
- エ 正副議長スケジュール (G a r o o n) の活用
正副議長の公務については、G a r o o nの「正副議長スケジュール」を活用し、主体的にスケジュールを把握するよう努めるものとする。また、正副議長が自身の予定(私用)を入力する機能を利用するよう、徹底するものとする。

(10) 市議会議長会等について(議会の代表)

- ① 阪南市議会議長会及び兵庫県市議会議長会
議長公務として出席を最優先する。
- ア 国・県要望
今後も議長会における動向を積極的に情報共有し、本市議会の活動に資するよう議長会の場を活用していただきたい。
- イ 知事との懇談会
毎年秋に、知事と本市、及び近隣市の市長、議長との懇談会が開催されており、阪神間に共通する課題について協議されるので活用されたい。
- ウ 役職等
役職は、原則割り当てルールに基づく持ち回りとなっており、令和5年度は、兵庫県市議会議長会の副会長市、阪南市議会議長会の会長市に就任していた。
- ② 近畿市議会議長会
会長市、副会長市、理事等の役がない場合、他の公務と重なる場合の出席については、その都度判断する。欠席の場合の代理出席は不要。
今後も議長会における動向を積極的に情報共有し、本市議会の活動に資するよう議長会の場を活用していただきたい。なお、令和5年度は、近畿市議会議長会の理事に就任していた。
- ③ 全国市議会議長会
会長市、副会長市、理事等の役がない場合、他の公務と重なる場合の出席については、その都度判断する。欠席の場合の代理出席は不要。
今後も議長会における動向を積極的に情報共有し、本市議会の活動に資するよう議長会の場を活用していただきたい。なお、令和5年度は、全国市議会議長会の評議員に就任していた。
- ④ 中核市議会議長会
議長公務として出席を最優先する。
毎年度、第1回総会において行われる議会報コンクールにおける専門家の講評のうち、本市に対する評価はこれまでも広報委員会において共有されているので見直しに活用していただきたい。

⑤ 負担金

各市議会議長の年間の負担金は以下のとおり。

これらは市の負担であることから、議長会の活動を市政発展のために更に活用する努力が求められる。

会議の名称	負担金の額（年額）
阪神市議会議長会	10万円
兵庫県市議会議長会	16万6千円
近畿市議会議長会	14万5千円
全国市議会議長会	160万1千円
中核市議会議長会	5万円

⑥ 阪神市議会議長の議長懇談会

阪神市議会議長の絆を強める意味でも、活用に努めていただきたい。

(11) 議長公用車の運用について

① 市内移動

ア 平日及び土日祝日における市内行事参加に関しては、市の共用車等を利用することになっているが、議長が自家用車で移動していた。タクシーの利用は、相応の理由が無い場合は自粛することが望ましい。

イ フレンテ西宮、勤労会館、神社会館等の近距離の諸会合への移動は原則、徒歩、自家用車もしくは公共交通機関で移動する。

② 市外県外等の移動

共用車もしくは公共交通機関の利用を基本とする。

③ 諸会合における議長出席時の留意事項

ア 服装、ネクタイの有無、着時間、退席時間、挨拶の有無、主催者（会合）の概要、駐車場の有無等を主催者側に確認し議長に情報提供するよう事務局に指示している。

イ 可能な限り駐車場の確保を先方に依頼する。

ウ 近隣駐車場がない場合は、徒歩、タクシーもしくは公共交通機関を選択すること。

令和5年5月末に議長公用車のリース期間が満了することにより、令和5年6月1日から議長公務のための移動には下表のとおり市の共用車等を利用することとなっている。

行事・式典など（市内）	議長会等（市外）	議長の自宅送迎（本会議開催日）
<p>1. 市の共用車の利用調整 ↓上記が不可の場合</p> <p>2. 市の貸出車で議会事務局が送迎（軽四・箱型） ↓上記が不可の場合</p> <p>3. タクシーを利用</p>	<p>1. 市の共用車の利用調整 （共用車が不可の場合は市の広報車も調整する。） ↓上記が不可の場合</p> <p>2. ハイヤーを利用 （事前予約）</p>	<p>1. タクシーを利用 （当日予約） ただし、議長が自家用車又は自転車等での登庁を希望する場合は、自宅送迎は行わない。</p>

(12) その他

- ① 監査委員から正副議長への報告
監査委員から、市長への報告と同様に正副議長に対しても、継続的に監査内容を報告する機会を持ちたいとの意向が示されたことから、定例会前ごとに正副議長で報告を受けている。
- ② 議員待遇者会（議員退職者）の扱い
議員待遇者会は任意団体であるため、今後の取り扱いを以下のとおり改める。
 - ・議会事務局による会計事務等の代行事務は廃止する。
- ③ 議長事務引継
議長の事務及び職務については、議場の秩序を保持及び議会を代表することから、議長の職務に支障を来さないためにも事務引継を速やかに行う（概ね就任1週間以内）ことが望ましい。また、議長事務引継書は、議会ホームページ上で公開するものとし、議員各位への周知及び情報共有のために、次のとおり扱うものとする。
 - ・議長引継書の重要性に鑑み、議会運営委員会において引継ぎ内容を報告する。その際、協議が必要と判断した事項について議会運営委員会に諮問する。

【協議が継続されている主な課題】

(1) 議会運営委員会で協議されている事項

- ① 標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正に伴う検討について
令和6年2月16日付で全国市議会議長会から、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例を改正した旨、各市議会に通知があった。
改正内容は、地方自治法改正に伴う、議会の手続きのオンライン化への対応のほか、オンラインによる委員会の開催に関する事項などとなっている。
改正内容のうち、オンライン委員会については、オンライン委員会ができる場合の事由や、開催までの手順、採決までオンライン委員会で認めるかなど、実際に運用するうえで、整理しておかなければならない事項が多岐にわたるため、こういったことを事務局に対して、5月上旬を目途に整理してもらっており、作業が完了した時点で協議を開始することとなっている。
整理すべき事項が多岐にわたるため、検討会議等の会議体を別途設けて協議することが望ましい。
- ② 議員の長期欠席及び早退等に関する検討について
長期欠席があった場合に、市議会ホームページ及び議会だよりで公表することが確認されたが、詳細な取り扱いについて、協議中の項目があるため、5月臨時会以降、検討を進める必要がある。
- ③ 正副委員長への報酬加算に係る西宮市特別職報酬等審議会への諮問について
常任委員会における施策研究テーマのあり方についての見直しが協議され、従前は必須となっていた施策研究テーマの選定が、令和6年5月1日からはテーマを選定するかしないかは任意で決められるようになり、正副委員長の職務内容が変わることとなった。
西宮市議会基本条例第7条第2項において、議員報酬の額は西宮市特別職報酬等審議会答申を尊重した市長提案を受け、条例においてこれを定めることが規定されているため、令和6年度の報酬審議会において、正副委員長の報酬加算額について諮問することとなっている。

以上